

## 小山町ホームページ広告取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、小山町広告掲載要綱第4条の規定に基づき、小山町のホームページ（以下「町HP」という）への広告掲載に関し必要な事項を定め、広告事業を潤滑に行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「町HP」とは、小山町が管理し情報を発信するホームページのことをいう。
- (2) 「バナー広告」とは、町HP内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

### (広告の種類)

第3条 町HPに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という）とする。

### (掲載可能な広告等の範囲)

第4条 町HPに広告を掲載することができる者、広告のデザイン及びリンク先ホームページの内容の範囲は、小山町広告掲載要綱及び小山町広報紙及びホームページ広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

- 2 前項の規定に反する内容を取り扱うホームページを閲覧者に斡旋又は紹介しているホームページの広告は掲載しない。

### (広告の掲載順位)

第5条 掲載する広告は、公共性及び地域性の高いものを優先するものとし、その順位は次のとおりとする。

- (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 公共的性格のあるもので、町内に事業所等を有するもの
- (3) 町内に事業所等を有するもの
- (4) 前各号に掲げるもの以外のもの

### (広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告の掲載場所は、町HPのトップページの下部とし、掲載位置は町が指定するものとする。

- 2 広告掲載の枠数は12枠とする。

3 町長は広告の掲載場所及び枠数を追加して設ける必要があると判断したときは、新たに掲載場所及び枠数を設置することができる。

(広告の規格)

第7条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横120ピクセル
- (2) 容量 4KB以下
- (3) データ形式 GIF (透過GIF不可) 形式、JPEG形式又はPNG形式

2 前項と異なる規格については町長が別に定める。

(禁止表現)

第8条 次に掲げる表現を含んだバナーは、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。

- (1) 「×」、「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク (「警告」、「注意」等、あたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの)
- (3) ラジオボタン (選択が可能であるかのような誤解を与えるもの)
- (4) テキストボックス (入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの)
- (5) プルダウンメニュー (下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの)
- (6) GIFアニメーションやFlashなど、画像が変化するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が適切でない判断したもの

(町HPとの区別)

第9条 次の表現については、利用者が小山町ホームページの一部であるかのように混同するおそれがあるため禁止する。

- (1) 小山町ホームページと類似する色調又は字体を使用するもの
- (2) 利用者に小山町の事業であると誤解を与えるおそれのあるもの

(色調等)

第10条 文字色と背景色の明度差は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真等を使用する場合は、文字の周囲を縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第11条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(広告掲載料金)

第12条 広告掲載料金は、1枠の月額を5,000円とする。ただし、次の各号に応じ、広告掲載料金を減額することができる。

(1) 小山町ふるさと納税返礼品提供事業所等、包括連携協定締結事業所等及びパートナーシップ協定締結事業所等 6か月を超えない範囲で1枠を無料

(2) 町内に住所を置く事業所等（前号に掲げる者を除く。） 1枠の月額を減額

2 広告主は、広告掲載料金を町長の指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

(広告の掲載期間)

第13条 広告を掲載する期間は、1か月単位とする。

2 広告の掲載は、掲載を始める月の1日から掲載を終える月の末日までとする。

3 広告掲載希望者が望むときは、町長は複数月の申し込み及び掲載を認めることができる。ただし、掲載期間が複数年度にまたがる申請はできないものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第14条 広告掲載希望者の募集は、町HP及び広報おやまで公募することとする。

(広告掲載の申込み)

第15条 町HPへの広告掲載希望者は、原則として掲載を希望する日の1か月前までに、小山町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に広告の原稿を添えて申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第16条 町長は、前条の規定による申し込みを受けたときは、広告掲載の可否を決定し、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に対し、小山町ホームページ広告掲載申込結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容及びリンク先ホームページの内容等に関するすべての事項について、一切の責任を負わなければならない。

2 広告主は、肖像権や知的所有権等、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為、その他不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、第三者から広告に関連して損害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、当該広告に起因して小山町に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 広告主は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

(広告主の届出義務)

第18条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、小山町ホームページ広告内容変更届出書(様式第3号)により、速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げるとき

(2) 広告の内容を差し替えるとき

(3) リンク先のアドレスを変更するとき

(4) リンク先のホームページの内容を大幅に変更するとき

(5) リンク先のホームページに障害が発生したとき

(6) 前各号に規定するもののほか、小山町ホームページ広告掲載申込書の記載内容に変更があったとき

(広告掲載の取り消し)

第19条 町長は、次の各号に該当する場合には、広告の掲載を取り消すものとする。

(1) 広告の内容が第4条の規定に反するものと判断したとき

(2) 指定する期日までに広告掲載料金の納付がないとき

(3) 広告主から前条の規定による広告掲載取り下げの申し出があったとき

(4) 広告のリンク先のホームページが閉鎖されたとき

(5) 前各号に規定するもののほか、町HPへの広告掲載が適切でないと町長が判断したとき

2 町長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、小山町ホームページ広告掲載取消通知書(様式第4号)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付等)

第20条 既納の掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により町長が広告の掲載を取り消した場合は、その全部又は一部を還付する。

2 前項ただし書きの規定により返還する広告掲載料金は、既納の広告掲載料金のうち、広告掲載の決定を取り消した日から掲載を終える日までの期間(その期間に1か月未

満の端数があるときは、これを1か月とする。)に係る広告掲載料金とする。

- 3 第1項ただし書きの規定による還付を受けようとするものは、小山町ホームページ広告掲載料金還付請求書(様式第5号)により町長に請求するものとする。

(掲載期間の延長)

第21条 広告主の責に帰さない理由により、小山町が広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかつた日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

- 2 第19条の規定により広告掲載を停止した場合は、広告掲載期間の延長は行わない。

(免責)

第22条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による掲載料金の返還、損害の賠償等を町に請求しないものとする。

- (1) サーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良、交換などのための停止
- (2) 火災、地震、風水害、落雷等の天災、第三者によるサーバー等への不正アクセス等に起因する事故及び障害による停止
- (3) 広告掲載の初日及び最終日において、更新作業等による停止

- 2 町長は、次の各号に掲げる場合において広告主に損害が生じたときにおいても、その賠償の責めを負わない。

- (1) 前項各号により広告の掲載を停止した場合
- (2) 第19条の規定により広告の掲載を取り消した場合

(裁判管轄)

第23条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、小山町の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第24条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

様式第1号（第15条関係）

年 月 日

小山町ホームページ広告掲載申込書

小山町長 様

申 込 者 所 在 地 〒  
名 称  
代表者職氏名

印

小山町ホームページへのバナー広告の掲載を以下のとおり申し込みます。

|                         |   |  |
|-------------------------|---|--|
| 掲 載 希 望 期 間             | 年 月 から 年 月 まで ( 月 )                               |  |
| リ ン ク 先 URL             | ※リンク先に指定するホームページが未公開の場合は、そのサイトを構成するデータ等を添付してください。 |  |
| 広 告 の 内 容<br>(バナーのデザイン) | バナーのファイルを E-mail 等で添付してください。                      |  |
| 業 種<br>(事業概要等)          | ※会社・団体の概要が分かる案内、パンフレット等を添付してください。                 |  |
| 連 絡 先                   | 担 当 者<br>部署・氏名 <small>よりがな</small>                |  |
|                         | TEL   |  |
|                         | FAX   |  |
|                         | E メール   |  |
| 備 考                     |   |  |

申し込みにあたり小山町広告掲載要綱、小山町広報紙及びホームページ広告掲載基準、小山町ホームページ広告取扱要領の内容を遵守します。  
また、町税の納付状況を調査、確認することに同意します。

様式第2号（第16条関係）

第 号  
年 月 日

小山町ホームページ広告掲載申込結果通知書

様

小山町長 氏 名 印

平成 年 月 日付けで申し込みがありました小山町ホームページへの広告掲載について、次のとおり通知します。

| 区 分     | 掲載します                | 掲載しません |
|---------|----------------------|--------|
| 掲載期間    | 年 月 日から 年 月 日まで（ か月） |        |
| リンク先URL |                      |        |
| 広告掲載料金  | 円                    |        |
| 掲載しない理由 |                      |        |
| その他     |                      |        |

備考 1、広告掲載料金は、年 月 日までに、同封の納入通知書により指定の場で納付してください。  
2、広告の掲載に当たっては、小山町ホームページ広告取扱い要領の規定を遵守してください。



様式第4号（第19条関係）

第 号  
年 月 日

小山町ホームページ広告掲載取消通知書

様

小山町長 氏 名 印

小山町ホームページ広告掲載について、次のとおり取り消しましたので通知します。

| 取消し年月日 | 年 月 日 |
|--------|-------|
| 取消した理由 |       |

年 月 日

小山町ホームページ広告掲載料金還付請求書

小山町長 様

請 求 者 所 在 地 〒  
名 称  
代表者職氏名  
電話番号

印

小山町ホームページ広告掲載料金について、次のとおり還付を請求します。

|             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 還付金額        | 円                        |
| 還付期間        | 年 月から 年 月まで（ か月分）        |
| 振込先<br>金融機関 | 銀行<br>金庫 本店・支店<br>農業協同組合 |
|             | 預金種目 1、普通 2、当座           |
|             | 支店番号 口座番号                |
|             | 口座名義人（カタカナ）              |

備考 口座名義人は、請求者本人としてください。